

第13号議案

「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の概要

1. 概 要

職員の特殊勤務手当（防疫等業務手当）に関する特例措置にかかる新型コロナウイルス感染症の定義について、現在の感染状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策（PCR検査や患者の疫学調査等）の防疫に関わる保健所業務に従事した職員に対し、防疫等業務手当の特例に関する措置を政令等の改廃による影響を受けることなく継続できるよう、新型コロナウイルス感染症の定義の変更を行う。

2. 改正内容

新型コロナウイルス感染症の定義について、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）に規定するものから、直接定義するものへ改定する。

3. 施行期日

公布の日（令和3年2月13日より適用する）

職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>付 則 (第1項 省略)</p> <p>2 保健所に勤務する職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）</u>から区民等の生命および健康を保護するために行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第5条の規定は適用しない。</p> <p>(第3項および第4項 省略)</p> <p><u>付 則</u> この条例は、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。</p>	<p>付 則 (第1項 省略)</p> <p>2 保健所に勤務する職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）</u>から区民等の生命および健康を保護するために行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第5条の規定は適用しない。</p> <p>(第3項および第4項 省略)</p>